

光市水道局低入札価格調査実施要領

1 趣旨

この要領は、光市水道局低入札価格調査制度に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第6条に基づく調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 調査事項

入札終了後、調査基準価格を下回った入札者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、次の事項について調査する。なお、調査結果については指名審議会審議となるが、審議の結果によっては、再度調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えること。

- (1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材・購入予定資材の状況
- (4) 手持機械の状況
- (5) 労務者の確保計画
- (6) 安全対策の計画
- (7) 技術者等の配置計画
- (8) 過去に施工した公共工事の実績
- (9) 建設副産物の搬出予定の状況
- (10) 下請予定業者の状況
- (11) 経営内容状況及び信用状況
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

3 調査書

取扱要綱第7条の調査結果の文書の調製は、それぞれ別記様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。